

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	うるま市 障害児通所給付費等の支給等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

うるま市は、障害児通所給付費等の支給等に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

沖縄県うるま市長

公表日

令和7年9月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	障害児通所給付費等の支給等に関する事務
②事務の概要	うるま市では、児童福祉法に基づき、障害児通所給付費等の支給等に関する事務を実施しています。 ①障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の申請受付・審査・決定及び受給者証の発行等に関する事務 ②障害児通所給付費決定の変更に関する事務 ③障害児通所給付費等の申請の却下に関する事務 ④障害児通所給付費等の国保連合会請求、支払情報確認 〈Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る肢体不自由児通所医療費助成事務〉 ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	1 総合福祉WEL＋ 2 番号連携サーバー 3 中間サーバー 4 Public Medical Hub (PMH)

2. 特定個人情報ファイル名

- 1.障害者総合支援情報ファイル
- 2.計画相談支援情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	別表 9項 主務省令で定める事務を定める命令 第8条
--------	-------------------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	〔 実施する 〕 ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 11の項、15の項、20の項、80の項、144の項、155の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 14の項、15の項、16の項、20の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	うるま市役所総務部総務政策課 沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号 TEL: 098-973-0606
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	うるま市役所福祉部障がい福祉課 沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号 TEL: 098-973-5452
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	特定個人情報の取扱について手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、パスワードとICカードによる二要素認証によって限定しており、また、業務別に操作権限の設定を行っている。以上により、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 5.②所属長	障がい福祉課長 神谷 幸彦	障がい福祉課長 上江洲 晶子	事後	人事異動に伴う所属長の変更
平成31年4月1日	IV リスク対策	無し	新設「IV リスク対策」の追加記載	事後	様式変更に伴う変更
令和2年6月18日	II 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価の再実施
令和2年6月18日	II 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価の再実施
令和2年11月1日	I 1. ③システムの名称	1. PLANETS障害者総合支援	1. 総合福祉WEL+	事後	総合福祉システム入れ替えに伴うシステム名称の変更
令和3年4月1日	II 1. 対象人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	評価の再実施
令和3年4月1日	II 2. 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	評価の再実施
令和4年8月8日	II 1. 対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	評価の再実施
令和4年8月8日	II 2. 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	評価の再実施
令和4年8月8日	I 5.②所属長	障がい福祉課長 上江洲 晶子	障がい福祉課長	事後	人事異動に伴う所属長の変更
令和5年6月16日	I 7. 請求先	うるま市役所総務部総務課	うるま市役所総務部総務政策課	事後	機構改革に伴う変更
令和5年6月16日	II 1. 対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	評価の再実施
令和5年6月16日	II 2. 取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	評価の再実施
令和6年12月25日	I 1. ③システムの名称	1. 総合福祉WEL+ 2. 番号連携サーバー 3. 中間サーバー 4. 伝送通信ソフト	1. 総合福祉WEL+ 2. 番号連携サーバー 3. 中間サーバー	事前	評価の再実施
令和6年12月25日	I 3. 法令上の根拠	第9条第1項 別表第一 8項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定	別表 9項 主務省令で定める事務を定める命令 第8条	事後	「番号法」の一部改正(別表第二の廃止)に伴う修正
令和6年12月25日	II 1. 対象人数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	評価の再実施
令和6年12月25日	II 1. 対象人数	1000人未満(任意実施)	1000人以上	事後	評価の再実施
令和6年12月25日	II 2. 取扱者数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	評価の再実施
令和6年12月25日	IV 8. リスク対策	無し	十分である	事後	評価の再実施
令和6年12月25日	IV 11. リスク対策	無し	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	評価の再実施
令和7年9月17日	I 1. ②事務の概要	既存の事項に追記	〈Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る肢体不自由児通所医療費助成事務〉・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	〈Public Medical Hub(PMH)導入に伴う修正
令和7年9月17日	I 1. ③システムの名称	既存の事項に追記	4 Public Medical Hub(PMH)	事前	〈Public Medical Hub(PMH)導入に伴う修正